

# ごみと 向き合う

私たちが生活する中で、切っても切り離せない『ごみ』という存在。ごみを処分するためには、焼却や埋め立てなどに多くの費用がかかります。

年々増加するごみの問題に対応するため、日本では、3R<sup>※1</sup>の推進など様々な対策を進めてきました。その結果、2000年時点より最終処分量<sup>※2</sup>を約7割減らし、多くのごみを再資源化することに成功しました。また、近年の取組としては海洋プラスチックごみ対策の第一歩として、今年の7月よりレジ袋の有料化が始まっています。

生活していれば不要なものが発生します。しかし、私たちの意識一つでそのごみを資源として生かすことができれば、地球環境の保護にもつながります。

あなたが捨てたものはごみでしょうか。資源でしょうか。今一度ごみと向き合うことが私たちには求められています。

※1 リデュース（ごみを減らす）・リユース（再使用する）  
リサイクル（再利用する）の頭文字Rを取った総称。  
※2 再資源化されずに焼却等で処理された後に出る残留物の量。

**上** 級編 ★★★★★

**消火器**

ごみとして回収することは出来ません。購入店で引き取っていただくか、消火器リサイクル窓口(☎03-5829-6773)へ引き取りをお願いしましょう。

**ホットカーペット/電気毛布**

ごみとして回収することは出来ません。廃棄物処理業者へ依頼し、適切な処分をお願いします。

**刃物**

刃の部分を新聞紙などで包み、もえないごみとして第1、3、5水曜日に出してください。

**中** 級編 ★★★★★

**土**

水気をしっかり取り、飛び散らないよう透明な袋に入れます。第2、4水曜日に黄色のコンテナ横に出しましょう。

**発泡スチロール**

プラスチックでの回収になります。汚れがある場合は、水で洗ってから出しましょう。

**ペットボトル**

キャップ、ラベルは外してプラスチックごみへ。ペットボトルのみ透明な袋に入れて木曜日に出しましょう。

**初** 級編 ★★★★★

**プラスチック**

汚れがある場合は、洗ってから出しましょう。選別されリサイクルされます。

**ビン**

ビンの中を空にして水で洗い、黄色のコンテナに入れましょう。フタは、分別して出しましょう。

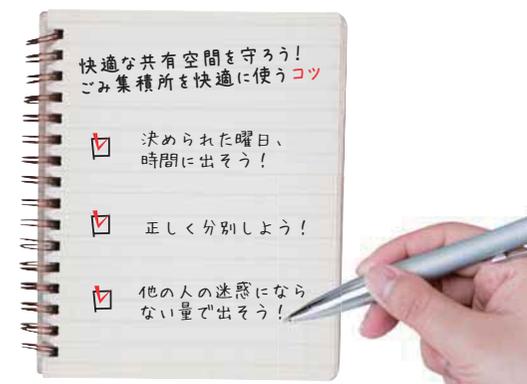
**カン**

カンの中を空にして水で洗い、青色のコンテナに入れましょう。

ごみ出しマスターに聞く！  
**ごみの出しかたを確認してみよう！**

正しい分別を行うことで、ごみは「資源」へと生まれ変わります。資源を有効活用するために私と一緒にごみの分別について確認しましょう。

住民生活課 環境係 蜂谷 脩人 さん



**警告書**

ごみ出しのルールが守られていないと回収できません。自分の出したごみが回収されていない場合は、警告書が貼られていないか確認し正しく出し直してください。



**私たちが環境を守る！**  
**ゆめさ環境パトロール**

湯浅町では、ゆめさ環境パトロールのメンバーが、監視カメラをチェックするなど、町内を巡回しています。町民の皆さまのご協力により、湯浅町でのポイ捨てごみは、減少してきています。これからも一緒に美しいまちづくりを目指し、取り組んでいきます。



**環境監視員より**  
**湯浅町の昔々**

湯浅町は、醤油の町として全国に知られ、重要伝統的建造物群保存地区や自然豊かな湯浅湾、山田山など風光明媚な景色は湯浅町民の宝だと思います。湯浅町内のポイ捨てごみは、海岸や波止場周辺、公園や広場に多く、家庭ごみは道路沿いや人目につかない山道の法面に捨てられています。何気なく捨てられたごみは、湯浅町の美観を損ねるだけでなく、私たちの生活や自然環境にも影響をもたらします。ごみの無い綺麗な湯浅町を目指し、町民の皆さまと一緒に取り組んでいきたいと思えます。皆さまも是非この機会に、ご家庭やお知り合いの方と湯浅町の環境についてお話いただければ幸いです。

**和歌山県の「ごみ散乱防止条例」環境監視員とは？**

令和2年10月1日より全面施行されたこの条例は、ごみの投棄による散乱防止から環境を守ることに伴い、県民の健康で文化的な生活に貢献することを目的として制定されました。

この条例の中には、ポイ捨てなどを監視し、ポイ捨てを見つけた際、ごみ回収を指導する『環境監視員』が定められています。県が任命する環境監視員の回収命令に従わない場合は、5万円以下の過料が課せられます。